

令和 7 年 3 月 18 日
不動産・建設経済局
土地政策審議官部門 地価調査課

全国の地価動向は全用途平均で 4 年連続上昇 ～令和 7 年地価公示～

全国の地価は、景気が緩やかに回復している中、地域や用途により差があるものの、三大都市圏では上昇幅が拡大し、地方圏でも上昇傾向が継続するなど、全体として上昇基調が続いている。

令和 7 年地価公示は、全国 26,000 地点を調査対象として実施し、その結果、1 年間の地価動向として、次のような結果が得られました。

【全国平均】

- 全用途平均・住宅地・商業地のいずれも 4 年連続で上昇し、上昇幅が拡大した。

【三大都市圏】

- 全用途平均・住宅地・商業地のいずれも 4 年連続で上昇し、上昇幅が拡大した。
 - ・ 東京圏及び大阪圏では上昇幅の拡大傾向が継続しているが、名古屋圏では上昇幅がやや縮小した。

【地方圏】

- 全用途平均・住宅地・商業地のいずれも 4 年連続で上昇した。
 - ・ 地方四市(札幌市・仙台市・広島市・福岡市)では、上昇幅がやや縮小したが、その他の地域では概ね拡大傾向が継続している。

- ・ 結果の詳細は、土地・不動産・建設業トップページから、「地価公示」のページを御覧ください。
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/index.html>
- ・ 個別地点の価格等については、不動産情報ライブラリに掲載いたします。
<https://www.reinfolib.mlit.go.jp/>
(3 月 19 日掲載予定。当日はアクセスが集中するため、非常につながりにくい状況が予想されます。)

「地価公示」とは：

地価公示法に基づき、都市計画区域等における標準的な地点の毎年 1 月 1 日時点の 1 m²あたりの正常な価格を国土交通省土地鑑定委員会が判定・公示するものです。公示価格は、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格の算定等の規準とされています。

※ 地方圏は、三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)以外の市区町村の区域です。三大都市圏は、首都圏整備法等に基づく政策区域に応じて、全国の市区町村の区域を区分したものです。各圏域に含まれる具体的な市区町村名は、地価公示の「これまでの発表資料」のページにある「三大都市圏の市区町村」を御覧ください。

【問合せ先】

不動産・建設経済局 土地政策審議官部門 地価調査課 地価公示室
主任分析官 山口(内線 30366)、公示係 前沢・田中(内線 30353)
代表:03-5253-8111

